

公益社団法人 福井県観光連盟
コンベンション開催助成金等交付要綱（令和7年度開催分）

（目的）

第1条 公益社団法人福井県観光連盟（以下「連盟」という。）はコンベンションを誘致し福井県（以下「県」という。）で開催することにより、新たな経済効果をもたらし、国際的な相互理解の増進および地域経済の活性化ならびに文化の向上の拡大を目的に、県および県内市町の連携に基づき本県でコンベンションを開催する主催者に対して、予算の範囲内において、コンベンション開催助成金等（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「コンベンション」とは、学会、大会・会議、企業コンベンション、スポーツ大会をいう。またその定義は次の各号に定めるものとする。

- （1）学会とは、学術研究団体が主体となり当該学術研究団体の構成員を対象として開催する発表および討論のための集会その他これに準ずるもの。
- （2）大会・会議とは、団体組織の構成員等が特定の課題に対して意見の発表および討論をするための集会、セミナーまたはこれに準ずるもの。
- （3）企業コンベンションとは、民間企業の会議・研修、研修等を組み込んで実施されるインセンティブ旅行またはこれに準ずるもの。
- （4）スポーツ大会とは、新規に創設されたスポーツ種目であること、または、初めて県内で開催されるものに限る。

2 この要綱に定める用語の意義は、次の各号に定めるものとする。

- （1）開催市町とは、コンベンションの開催会場が存する市または町とする。
- （2）宿泊市町とは、コンベンション参加者が宿泊する施設が存する市または町とする。

（助成金の種類および対象）

第3条 第1条の目的を達成するため、コンベンションの主催者を支援する助成金は、次の各号に定めるものとする。ただし、第3号から第6号の助成金は、第1号もしくは第2号の助成金のいずれかまたは両方が交付される場合にのみ交付する。

（1）開催助成金

参加者が本県を含む3県以上の開催規模で、参加者数が50人以上、かつ、県外参加者の延べ宿泊数が50人泊以上（学会に限っては、県外参加者の延べ宿泊数が25人泊以上）で、開催期間がエクスカーション等を含む連続2日間以上のコンベンションの主催者に交付する。

ただし、別表1の市町で開催宿泊するものに限る。

（2）国際コンベンション助成金

参加者が日本を含む2か国以上の開催規模で、海外から10人以上が参加し、かつ県内で1泊以上する、開催期間がエクスカーション等を含む連続2日間以上のコンベ

ンション（姉妹友好交流事業に伴い開催されるものを除く）の主催者に交付する。

ただし、別表1の市町で開催宿泊するものに限る。

(3) アトラクション助成金

コンベンションの開会式、レセプション等において、本県および各市町を広く広報宣伝し、イメージアップにつながるおもてなしイベントを披露する場合の出演者への謝礼金、交通費、弁当代等の費用として交付する。

(4) シャトル便運行助成金

現地参加者が300人以上のコンベンションの主催者が、県内に本社・支社を置くバス、電車、およびタクシー会社を利用して、2つ以上のコンベンション施設間、駅等の交通拠点とコンベンション施設間、または宿泊施設とコンベンション施設間を往来するシャトル便を運行する場合に交付する。

(5) エクスカーション助成金

コンベンションの主催者が観光施設や県内企業等の視察を実施する際の借上げ車両経費、ガイド料、入場料・拝観料等の費用として交付する。

(6) 大規模コンベンション加算

2つ以上のコンベンション施設を利用し、現地参加者の数が1,000人以上のコンベンションの場合に交付する。

(7) 嶺南特別加算

第1号および第5号の助成金を交付する場合において、嶺南地域（敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町）で開催宿泊する場合およびエクスカーションを行う場合に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次に該当するものは、交付の対象としない。

(1) 国または地方公共団体が主催するもの

(2) 国または地方公共団体から当該のコンベンション事業に対して補助金等その他の経済支援またはこれに類する支援を受けるもの

(3) 展示会、見本市、プロスポーツ大会およびコンサート、演劇等の興行

(4) 営利を目的とするもの

(5) 政治的または宗教的活動を目的とするもの

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、前条各号に定める種類ごとに、次の各号に定めるところとする。

(1) 開催助成金

次に掲げるとおりとし、開催に当たって支出した経費（参加者の宿泊費を除く）の3分の2を限度額とする。

一 県内宿泊に対する基本助成

県外参加者の延べ宿泊数（前泊・後泊を除く）に応じて、別表2に定める額とし、上限450万円とする。

二 開催市町での宿泊に対する加算

開催市町に県外参加者が宿泊する場合、その延べ宿泊数（前泊・後泊を除く）に

応じて、別表2に定める額を、上限450万円として受けることができる。

(2) 国際コンベンション助成金

次に掲げるとおりとする。

一 県内宿泊に対する基本助成

海外参加者の延べ宿泊数（前泊・後泊を除く）に応じて、別表2に定める額とし、上限150万円とする。

二 開催市町での宿泊に対する加算

開催市町に海外参加者が宿泊する場合、その延べ宿泊数（前泊・後泊を除く）に応じて、別表2に定める額を、上限150万円として受けることができる。

(3) アトラクション助成金

上限5万円とする。

(4) シャトル便運行助成金

運行に係る経費の2分の1とし、上限10万円とする。

(5) エクスカーション助成金

借上げ車両経費、ガイド料、入場料、拝観料等の経費の2分の1とし、上限20万円とする。（飲食代は除く）

(6) 大規模コンベンション加算

現地参加者の数が1,000人以上のコンベンションの場合は、別表3に定める額を上乗せし、上限100万円とする。

(7) 嶺南特別加算

嶺南地域で宿泊する場合は、嶺南特別加算として開催助成金に2分の1を上乗せし、上限25万円とする。また、嶺南地域でエクスカーションを行う場合は、嶺南特別加算としてエクスカーション助成金に2分の1を上乗せし、上限10万円とする。

(助成金の負担)

第5条 第3条各号に定める助成金の種類ごとに、下記各号に定めるところにより県および各市町が負担するものとする。

(1) 開催助成金

一 県内宿泊に対する基本助成

県が負担する。

二 開催市町での宿泊に対する加算

開催市町が負担する。

(2) 国際コンベンション助成金

一 県内宿泊に対する基本助成

県が負担する。

二 開催市町での宿泊に対する加算

開催市町が負担する。

(3) アトラクション助成金

2分の1を県が、2分の1をアトラクションを披露する場所が存する市町が案分負

担するものとする。

(4) シャトル便運行助成金

2分の1を県が、2分の1をシャトル便を運行する開催市町と宿泊市町が案分負担するものとする。

(5) エクスカーション助成金

2分の1を県が、2分の1を立ち寄る見学場所の市町が案分負担するものとする。

(6) 大規模コンベンション加算

10分の10を県が負担するものとする。

(7) 嶺南特別加算

10分の10を県が負担するものとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、開催年度の前年9月末までに、「コンベンション開催助成金等交付申請書」（様式第1号）、その他助成金計画書（アトラクション（様式第1-1号）・シャトル便運行（様式第1-2号）・エクスカーション（様式第1-3号））を連盟会長（以下「会長」という。）に提出する。ただし、特別な事情があると認められる場合は、開催月の3か月前の1日までに提出できるものとする。

(交付の内示)

第7条 会長は前条の申請を受理したときは、関係書類を審査し、開催市町等と協議の上、助成金を交付することが適当と認めるときは、前年度末までに主催者に対し「コンベンション開催助成金等交付内示通知書」（様式第2号）により、通知する。ただし、前条のただし書による申請を受理した場合は、速やかに通知するものとする。

(申請内容の変更)

第8条 申請者は前条の通知を受けた後において開催内容等に著しい変更が生じたときは、「コンベンション開催助成金等交付変更承認申請書」（様式第3号）、その他助成金変更計画書（アトラクション（様式第3-1号）・シャトル便運行（様式第3-2号）・エクスカーション（様式第3-3号））を速やかに会長に提出する。

2 会長は、前項の規定による書類を審査し、既に交付を内示している助成金額の変更が適当と認めるときは、助成金の交付の変更を決定し、速やかにその内容を申請者に「コンベンション開催助成金等交付内示変更決定通知書」（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告および助成金の請求)

第9条 助成金の交付内示を受けた申請者は、コンベンション終了後1か月以内または3月31日までのいずれか早い日に「コンベンション開催助成金等実績報告書兼助成金交付請求書」（様式第5号）、その他助成金実績報告書（アトラクション（様式第5-1

号)、シャトル便運行(様式第5-2号)、エクスカージョン(様式第5-3号))を会長に提出する。

(助成金の交付決定、額の確定および交付)

第10条 会長は、前条の規定による書類を受理したときは、当該報告書を審査し、交付の内容に適合すると認めた場合において、助成金の交付を決定するとともに、交付額を確定し、速やかにその内容を申請者に「コンベンション開催助成金等交付決定兼額の確定通知書」(様式第6号)により通知し、助成金を交付する。

2 助成金は、申請者が指定する銀行口座へ日本円で振り込む。

3 日本国外への送金の場合は、送金に要する手数料は申請者が負担することとし、第1項により確定した助成額から送金に要する手数料を差し引いた金額を振り込む。

(助成金交付の取消しおよび返還)

第11条 会長は、申請者の提出書類に誤りまたは偽りがあると認めるときは、助成金の交付額を減額し、または助成金を交付しないことができる。

2 助成金を交付後に前項の書類に誤りまたは偽りがあると認めるときは、交付した助成金の一部または全部を返還させるものとする。

(助成実績の報告)

第12条 会長は、理事会において、助成実績について報告をするものとする。

(その他必要な事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

開催宿泊市町	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町
--------	---

別表 2 (第 4 条関係)

開催助成金			国際コンベンション助成金		
県外参加者の延べ宿泊数	県内宿泊に対する基本助成額	開催市町での宿泊に対する加算額	海外参加者の延べ宿泊数	県内宿泊に対する基本助成額	開催市町での宿泊に対する加算額
※ 25～ 49 人泊	2.5 万円	2.5 万円	10～ 19 人泊	5 万円	5 万円
50～ 99 人泊	5 万円	5 万円	20～ 29 人泊	10 万円	10 万円
100～ 149 人泊	10 万円	10 万円	30～ 39 人泊	15 万円	15 万円
150～ 199 人泊	15 万円	15 万円	40～ 49 人泊	20 万円	20 万円
200～ 249 人泊	20 万円	20 万円	50～ 59 人泊	25 万円	25 万円
250～ 299 人泊	25 万円	25 万円	60～ 69 人泊	30 万円	30 万円
300～ 399 人泊	30 万円	30 万円	70～ 79 人泊	35 万円	35 万円
400～ 499 人泊	40 万円	40 万円	80～ 89 人泊	40 万円	40 万円
500～ 599 人泊	50 万円	50 万円	90～ 99 人泊	45 万円	45 万円
600～ 699 人泊	60 万円	60 万円	100～109 人泊	50 万円	50 万円
700～ 799 人泊	70 万円	70 万円	110～119 人泊	55 万円	55 万円
800～ 899 人泊	80 万円	80 万円	120～129 人泊	60 万円	60 万円
900～ 999 人泊	90 万円	90 万円	130～139 人泊	65 万円	65 万円
1,000～1,099 人泊	100 万円	100 万円	140～149 人泊	70 万円	70 万円
1,100～1,199 人泊	110 万円	110 万円	150～159 人泊	75 万円	75 万円
1,200～1,299 人泊	120 万円	120 万円	160～169 人泊	80 万円	80 万円
1,300～1,399 人泊	130 万円	130 万円	170～179 人泊	85 万円	85 万円
1,400～1,499 人泊	140 万円	140 万円	180～189 人泊	90 万円	90 万円
1,500～1,599 人泊	150 万円	150 万円	190～199 人泊	95 万円	95 万円
1,600～1,699 人泊	160 万円	160 万円	200～209 人泊	100 万円	100 万円
1,700～1,799 人泊	170 万円	170 万円	210～219 人泊	105 万円	105 万円
1,800～1,899 人泊	180 万円	180 万円	220～229 人泊	110 万円	110 万円
1,900～1,999 人泊	190 万円	190 万円	230～239 人泊	115 万円	115 万円
2,000～2,099 人泊	200 万円	200 万円	240～249 人泊	120 万円	120 万円
2,100～2,199 人泊	210 万円	210 万円	250～259 人泊	125 万円	125 万円
2,200～2,299 人泊	220 万円	220 万円	260～269 人泊	130 万円	130 万円
2,300～2,399 人泊	230 万円	230 万円	270～279 人泊	135 万円	135 万円
2,400～2,499 人泊	240 万円	240 万円	280～289 人泊	140 万円	140 万円
2,500～2,599 人泊	250 万円	250 万円	290～299 人泊	145 万円	145 万円
2,600～2,699 人泊	260 万円	260 万円	300 人泊以上	150 万円	150 万円
2,700～2,799 人泊	270 万円	270 万円			
2,800～2,899 人泊	280 万円	280 万円			
2,900～2,999 人泊	290 万円	290 万円			
3,000～3,099 人泊	300 万円	300 万円			
3,100～3,199 人泊	310 万円	310 万円			
3,200～3,299 人泊	320 万円	320 万円			
3,300～3,399 人泊	330 万円	330 万円			
3,400～3,499 人泊	340 万円	340 万円			
3,500～3,599 人泊	350 万円	350 万円			
3,600～3,699 人泊	360 万円	360 万円			
3,700～3,799 人泊	370 万円	370 万円			
3,800～3,899 人泊	380 万円	380 万円			
3,900～3,999 人泊	390 万円	390 万円			
4,000～4,099 人泊	400 万円	400 万円			
4,100～4,199 人泊	410 万円	410 万円			
4,200～4,299 人泊	420 万円	420 万円			
4,300～4,399 人泊	430 万円	430 万円			
4,400～4,499 人泊	440 万円	440 万円			
4,500 人泊以上	450 万円	450 万円			

※学会に限る

別表3（第4条関係）

現地参加者の数	加算額
1,000人から1,999人まで	40万円
2,000人から2,999人まで	60万円
3,000人から3,999人まで	80万円
4,000人以上	100万円